

拉致問題及び対北朝鮮措置に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年五月二十七日

山谷えり子

参議院議長 江田 五月 殿

拉致問題及び対北朝鮮措置に関する質問主意書

北朝鮮は拉致問題について平成二十年八月に合意した調査のやり直しを行わず、また、昨年はいミサイル発射、核実験を行った。

このような中、政府は拉致問題の解決と対北朝鮮措置について、どのように考えているのか。外交姿勢がはつきり見えない。

そこで、以下のとおり質問する。

一 自民党政権下の平成二十年十月に政府拉致問題対策本部で策定した「拉致問題における今後の対応方針」の中から、わが国として絶対必要な要求、すなわち「すべての拉致被害者の安全確保と速やかな帰国」、「真相究明」、「拉致被疑者の引渡し」の三項目が民主党政権となった後に削除されている。削除した理由は何故か。政府の見解を示されたい。

二 三項目の削除は北朝鮮に誤ったメッセージを送ってしまったとは考えないか。

三 政府認定に係る拉致被害者以外で、拉致の疑いのある事案、「北朝鮮による拉致の可能性を排除できない人（事案）」の報告書についても、その真相究明に積極的に取りくむべきと考えるが、政府の見解を示

されたい。

右質問する。